



目次

規 則	ページ
◎高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の名称及び所在地の変更の届出 ( " )	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
◎告示(高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の指定管理者の指定)の一部改正 (環境共生課)	2
○道路の区域変更(2件) (道 路 課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) <12・28掲示>	2
○土地改良事業の計画変更の認可(窪川土地改良区) (農業基盤課)	2
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出 (都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了 ( " )	3
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港 湾 課)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3

規 則

高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第1号**  
**高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則**

高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第62号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第22号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
ときわ薬局 四万十市駅前町8-12 平21・12・1  
金澤薬局 高岡郡中土佐町久礼6444-4 " " "

高知県告示第23号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
ときわ薬局 四万十市駅前町8-12 平21・11・30  
金澤薬局 高岡郡中土佐町久礼6444-4 " " "

高知県告示第24号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機

関に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社 トーカイ 中村出張所	中村市具同 6253番地18	株式会社 トーカイ 香川県高松市鶴子町2025番地3	平成19年 11月1日
変更後	株式会社 トーカイ 四万十営業所	四万十市右山 363番地2		

高知県告示第25号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
- (2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ仁井田店  
高知市仁井田船倉1633-1ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年8月23日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,016平方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
81台
  - イ 駐輪場の収容台数  
59台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
90平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
45.2立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午前零時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時40分から午前零時20分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
平成21年12月22日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第26号**

高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の指定管理者の指定期間が変更されたことに伴い、平成21年1月高知県告示第26号（高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の指定管理者の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

3中「平成24年3月31日まで」を「平成22年3月31日まで」に改める。

**高知県告示第27号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年1月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町桐見川 字ツエノスソ1425番 1から 高岡郡越知町桐見川 字ツエノスソ1409番 1まで	前	3.0 }	148
		23.7	
高岡郡越知町桐見川 字ツエノスソ1421番 1から 高岡郡越知町桐見川 字ツエノスソ1409番 1まで	後	6.7 }	147
		45.2	

**高知県告示第28号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年1月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字サデ ジリ甲2588番2から 安芸市井ノ口字カキ	前	3.4 }	265
		7.9	
		7.2	

添甲2403番1まで	後	}	265
		11.5	

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年12月28日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年12月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成21 年12月 28日	特定非 営利活 動法人 高知市 陸上競 技協会	宮崎 謙 一	高知市 仁井田 1443番 地	この法人は、高知市における陸上競技を総括し、かつ、これを代表する団体として、陸上競技の普及、振興と競技力向上を図り、もって高知市のスポーツ文化の進展、青少年の育成をはじめ市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、窪川土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を平成22年1月4日に認可した。

平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名 住 所  
 退任 西村伸一郎 土佐清水市浦尻21番19号  
 就任 杉村 章生 “ 緑ヶ丘19番9号  
 “ 岩崎 清明 “ 旭町140番地6

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成22年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年5月20日 21高都計第106号	南国市稲生字笠松 4045番1ほか	南国市稲生3240番地 入交石灰工業株式会社 代表取締役 徳弘 修

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。  
 平成22年1月15日

須崎港港湾管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
 須崎市多ノ郷字上ノ川乙433番地先  
 養殖小割り5台（鋼製）  
 養殖小割り1台（木製）
- 2 所有者の行うべき措置  
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に須崎港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
- 3 港湾管理者の措置  
 須崎港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成22年1月15日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
 雑踏警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
 (1) 検定の実施日及び開始時間  
 平成22年4月22日（木）午前9時  
 (2) 検定の実施場所  
 高知市春野町芳原2485番地  
 高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
 30人
- 4 受検資格者  
 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの  
 (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの  
 (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、雑踏警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者
- 5 検定の方法  
 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。  
 (1) 学科試験  
 ア 警備業務に関する基本的な事項  
 イ 法令に関すること。  
 ウ 雑踏の整理に関すること。  
 エ 雑踏警備業務の管理に関すること。  
 オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
 (2) 実技試験  
 ア 雑踏の整理に関すること。  
 イ 雑踏警備業務の管理に関すること。  
 ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

- (1) 検定申請の受付期間  
 平成22年3月1日（月）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 検定申請書等の提出方法  
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- (3) 提出書類等  
 ア 検定申請書 1通  
 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）  
 ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚  
 エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通  
 (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面  
 (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
- (4) 受検対象者の確定方法  
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付  
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料  
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項  
 (1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽

エ 雨着(雨天時に使用する。)

オ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係